

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険資格に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、国民健康保険の資格に関する事務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

## 評価実施機関名

広島県三次市

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	①国民健康保険資格に関する事務 ②オンライン資格確認準備事務 ③国民健康保険給付に関する事務
②事務の概要	三次市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民の異動届(転入・転出・社保加入・社保離脱等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続 ②総所得金額等に基づく所得区分の判定と、限度額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の発行 ③課税標準額に基づく高齢受給者証の発行 ④国保税の滞納世帯に対する、証種別(一般証・短期証・資格証)判定 ⑤国保情報集約システムへの被保険者異動情報提供 ⑥オンライン資格確認等システム稼働のための機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供 ⑦療養費・高額療養費・葬祭費等各種給付の申請受付
③システムの名称	①国民健康保険システム ②国保総合システムおよび国保情報集約システム ③医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国保資格異動ファイル (2)緩和措置異動情報ファイル (3)宛名ファイル (4)宛名履歴ファイル (5)税情報ファイル (6)口座登録・連携ファイル関連情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 第44項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69, 70の項)  (情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(69, 70, 71の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部市民課(保険年金係) 電話:0824-62-6134
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに沿って事務を進めており、複数人で確認を行いその記録を残すようにしている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本システムへのアクセスにはユーザ認証を必要としており、アクセス権限の発効・失効を毎年度行っており、権限のない者の不正使用の対策は十分であると判断する。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I-5-①	総合窓口センター 市民生活課	市民部 市民課	事前	
平成27年4月28日	I-8	総合窓口センター市民生活課	市民部市民課	事前	
平成27年4月28日	表紙-公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成28年4月28日	I-5-②	行政 豊彦	古矢 俊彦	事後	
平成28年5月27日	II-1	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月27日	II-2	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	古矢 俊彦	細美 寿彦	事後	
平成29年4月1日	II-1	平成28年5月11日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2	平成28年5月11日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第30項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(43の項)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42,43の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第25条、第25条の2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(42,43,44の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第25条、第25条の2、第26条</p>	事前	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	I-5-②	細美 寿彦	課長	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成29年5月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年10月23日	II-2	平成29年5月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	表紙-公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1		基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV-2		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-3		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-4		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-5		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-6		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-7		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-8		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和1年6月28日	IV-9		十分に行っている	事後	
令和2年6月26日	表紙-公表日	令和1年6月28日	令和2年7月8日	事後	
令和2年6月26日	I-7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年6月26日	I-1-①	国民健康保険資格に関する事務	①国民健康保険資格に関する事務 ②オンライン資格確認準備事務	事前	
令和2年6月26日	I-1-②	<p>三次市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民の異動届(転入・転出・社保加入・社保離脱等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続  ②総所得金額等に基づく所得区分の判定と、限度額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の発行  ③課税標準額に基づく高齢受給者証の発行  ④国保税の滞納世帯に対する、証種別(一般証・短期証・資格証)判定  ⑤情報提供ネットワークシステムへの国民健康保険資格データ提供</p>	<p>三次市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民の異動届(転入・転出・社保加入・社保離脱等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続  ②総所得金額等に基づく所得区分の判定と、限度額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の発行  ③課税標準額に基づく高齢受給者証の発行  ④国保税の滞納世帯に対する、証種別(一般証・短期証・資格証)判定  ⑤国保情報集約システムへの被保険者異動情報提供  ⑥オンライン資格確認等システム稼働のための機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	I-1-③	国民健康保険システム	①国民健康保険システム ②国保総合システム および国保情報集約システム ③医療保険者 等向け中間サーバー等	事前	
令和2年6月26日	I-2	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第30項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令 で定める事務を定める命令(平成二十六年九 月十日内閣府・総務省令第五号)第24条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第30項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令 で定める事務を定める命令(平成二十六年九 月十日内閣府・総務省令第五号)第24条 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番 30 番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	
令和2年6月26日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第30項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令 で定める事務を定める命令(平成二十六年九 月十日内閣府・総務省令第五号)第24条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第30項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令 で定める事務を定める命令(平成二十六年九 月十日内閣府・総務省令第五号)第24条 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番 30 番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42,43の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第25条, 第25条の2(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(42,43,44の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第25条, 第25条の2, 第26条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42,43の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第25条, 第25条の2(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(42,43,44の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第25条, 第25条の2, 第26条(オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年6月26日	II-1	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年6月26日	II-2	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	表紙-公表日	令和2年6月26日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	II-1	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	II-2	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年12月15日	表紙-公表日	令和3年7月2日	令和3年12月15日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月15日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年7月15日	表紙-公表日	令和3年12月15日	令和4年7月15日	事後	
令和4年7月15日	II-1	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年7月15日	II-2	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年11月18日	表紙-公表日	令和4年7月15日	令和4年11月18日	事後	
令和4年11月18日	I-1-②		⑦療養費・高額療養費・葬祭費等各種給付の申請受付	事後	
令和4年11月18日	I-2		(6)口座登録・連携ファイル関連情報	事後	
令和5年8月18日	表紙-公表日	令和4年7月15日	令和5年8月18日	事後	
令和5年8月18日	II-1	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和5年8月18日	II-2	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和6年12月4日	表紙-公表日	令和5年8月18日	令和7年1月24日	事後	
令和6年12月4日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第24条(オンライン資格確認の準備業務) 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番30 番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 第44項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月4日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42,43の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第25条, 第25条の2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(42,43,44の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第25条, 第25条の2, 第26条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69, 70の項)</p> <p>(情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(69, 70, 71の項)</p>	事後	
令和6年12月4日	II-1	令和5年5月31日時点 1万人以上10万人未満	令和6年5月31日時点 1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年12月4日	II-2	令和5年5月31日時点	令和6年5月31日時点	事後	
令和6年12月4日	IV-8		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに沿って事務を進めており、複数人で確認を行いその記録を残すようにしている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月4日	IV-11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 本システムへのアクセスにはユーザ認証を必要としており、アクセス権限の発効・失効を毎年度行っており、権限のない者の不正使用の対策は十分であると判断する。	事後	